



NO. 261

2015. 3. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

大阪市天王寺区東高津町12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 小泉 いと子

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623

<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

平成26年度 職員研修が開催されました

東成育成園 副主任 石橋 孝治

2月20日に東成区民センターで職員研修会が行われ、毎日新聞社論説委員の野澤和弘様にお越しいただきました。

今年度のテーマは「障害者差別解消法と合理的配慮」で内容としてはおおよそ次の5つのテーマでした。

①現在の日本社会の問題から見た障がい者福祉

先日より、新聞紙面をにぎわしている“介護報酬等の改定”の話から、介護保険から障がい福祉も含めた今後の日本社会の福祉の流れについての内容でした。現状の課題として世界第一位の高齢化率の日本においては、財源の乏しさの中、今後さらに、福祉分野の施策にも影響を及ぼしかねないとの事でありました。この他には、障がい者福祉において、当事者の方が、より良い人生を歩める仕組みとして、一つにはスウェーデンの“パーソナルアシスタンス”の例を挙げられました。ただし、スウェーデンでも、財源の課題もあり、なかなか利用が難しくなっているといった事、また、日本に置き換えると途方もない財源が必要で、実質は不可能に近いのかもといった話などがありました。

障がい者福祉をとらえる中で、現状の目の前のご本人の支援を考えることが最も大事な我々の仕事ではありますが、社会の動きは制度やご本人の生活にも密接にかかわり、そのような事にもしっかり目を向け勉強する事は、支援者として必要なスキルであると改めて感じました。

②障がい者制度の移り変わりについて

障がい者福祉はよくなっているのか？

平成15年に措置制度から当事者がサービスを選ぶ契約制度になり、“障害者差別解消法”も平成28

年度より施行される中、着実に進んでいるのではないのでしょうか。また、福祉の分野にも株式会社の参入などで利用する資源が広がっている一方、一部では専門性が確立されていない事業者も中には存在し、理念や思想からビジネスへとといった位置づけに変わってきているようにも感じますが、多種にわたるサービス事業所の増加については歓迎すべき点でもありますといった内容でした。

近年、障がい者福祉に参入している新事業者の中にはビジネスといった観点でのサービス色の強いところもあり、支援の難しいケース（いわゆる問題行動、触法ケースなど）の場合、支援の対象から排除されてしまうことも考えられます。社会福祉法人としては、そういった事業者と同じ観点のみで行うのではなく、社会福祉法人としての思想・理念を持ち、すべての人が排除されずに必要な支援を受けることができるような責務も持っている事を認識する必要があると感じました。

③問題行動とは何か？

いわゆる問題行動と言われるものの例をあげ、問題行動というもののとらえ方、支援の仕方により行動障がいにつながり、触法行為にもつながっていく事があるという内容でした。支援に携わる者は問題行動というものに興味を持ち、その起因となるものは何か、ご本人の障がいに起因するのか、環境に起因するのか、生育歴などに起因するのか、その原因の究明について、野澤氏の息子さんの例なども挙げ、支援者も含めた環境とも相互に影響しあい、ご本人の意思は変容するものでもあり、わかるわけがないとしながらも、“キルケゴール”の言葉「その人を理解するためには、その人が何を理解しているかを理解しなければならない」を引用し理解する努力の必要性を説かれました。

いわゆる問題行動と言われるものは何によって作られているのか？、そもそもそれは問題行動であるの